

学校法人香川栄養学園 公的研究費に関する内部監査細則

(目的)

第1条 この細則は、学校法人香川栄養学園における公的研究費の管理・監査に関する規則第13条に定められた内部監査並びに公的研究費のコンプライアンス体制に関するモニタリング（以下「監査」という）について必要な事項を定める。

(委員会等)

第2条 前条に定める監査に関する業務は、公的研究費内部監査委員会（以下「委員会」という）が行う。

委員会は委員長及び10名以内の委員並びに事務局をもって構成し理事長直轄の組織とする。

2. 委員長は公的研究費の管理・監査に関する規則第13条によって指名された者とする。
3. 委員長は委員会を統括し監査計画に基づいた監査を実施し報告書を作成するものとする。
4. 監査対象により専門的能力を有する臨時委員を置くことがある。
5. 委員の任期は1期2年とし再任を妨げない。
6. 臨時委員の任期は必要な期間とする。
7. 委員および臨時委員の任命は最高管理責任者により行う。

(権限)

第3条 監査委員は監査対象について必要な帳票類の提出及び帳票などに対する説明、立会調査を求めることができる。また、正当な理由なく何人もこれを拒むことはできない。

2. 被監査部署において、監査が実施された場合は、業務に優先し協力をするものとする。
3. 監査対象については証拠資料として複写などを実施することがある。

(独立性・遵守事項)

第4条 監査委員は独立公正な立場にたち、常に公正不偏な態度で監査を実施しなければならない。また、監査対象に業務として直接携わる者や利害関係を有する者は監査に携わることはできない。

2. 監査委員は監査の実施にあたり知り得た情報を他に漏洩したり自ら盗用してはならない。また、委員の職を辞した後も同様とする。

(他の監査人との連携)

第5条 監査委員は監事が実施する監査（「監事監査」）及び会計監査人（「公認会計士又は監査法人」）が行う監査と連携や情報交換を行う。

(監査の範囲)

第6条 監査範囲は、研究機関における公的研究費管理・監査に関するガイドライン（実施基準）【平成19年2月15日文科大臣決定】に定められた内部監査とする。

(監査計画など)

第7条 委員会は監査計画を策定し監査計画に基づいた監査を実施する。

また、監査計画で決められた監査（以下「通常監査」という）以外に最高管理責任者の命により監査（以下「特別監査」という）を実施することがある。

2. 委員会は前項の監査において不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的にリスクアプローチ監査を実施する。

主となるリスクアプローチ監査は、以下に掲げるものとする。

- (1) 出張報告書の精査（先方への確認、出勤簿との照合、目的や概要についてのヒアリングを実施）
- (2) 非常勤雇用者に対する勤務実態のヒアリングを実施
- (3) 納品された物品等の現物確認
- (4) 業者の帳簿との突合

(監査実施の通知)

第8条 委員長は監査の実施にあたり、被監査実施部署に対し監査概要を書面で交付するものとする。

(監査の実施)

第9条 監査の実施方法は女子栄養大学公的研究費監査マニュアル（実施基準）に従い実施し監査要員などについては委員会で決定する。

(監査調書)

第10条 監査委員により実施された監査は監査調書を作成し永久保存するものとする。

(監査報告書)

第11条 「通常監査」に基づき委員長は最高管理責任者に対して内部監査報告書を年1回提出しなければならない。

2. 「特別監査」については、通常監査とは別に内部特別監査報告書を作成するものとする。

(業務改善との関係)

第12条 委員会より報告された内部監査報告書に基づき、最高管理責任者は業務改善などに反映させる責任を有する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃はコンプライアンス委員会の意見を徴し委員の3分の2以上の同意を必要とする。

附則：この細則は平成30年4月1日から実施する。

この細則は令和4年3月8日から実施する。